

# 東京都の財政

平成 21 年 4 月

 東京都財務局

本資料は、平成 21 年度当初予算額を基準に作成しています。

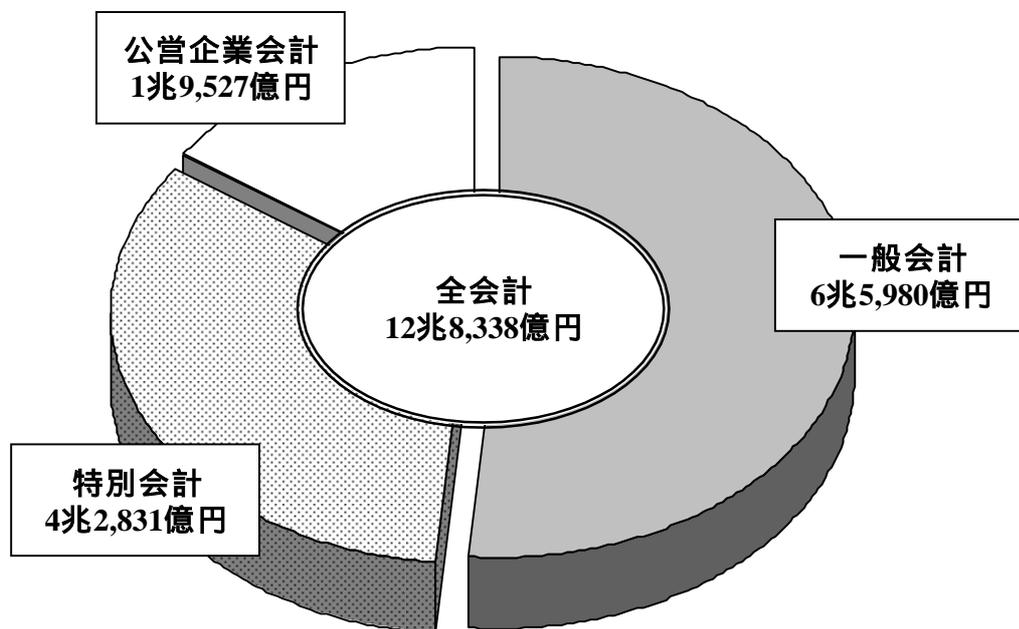
## 目 次

1	全 会 計	1
2	財 政 規 模	2
3	歳入の内訳	3
4	都 税 収 入 の 推 移	4
5	実質的な都税収入	5
6	歳出の目的別内訳	6
7	歳出の性質別内訳	7
8	一 般 歳 出 の 推 移	8
9	基金の活用	9
10	都債の推移	10
11	実 質 収 支	11
12	経 常 収 支 比 率	12
13	健全化判断比率等	13
14	事 務 事 業 評 価	15
15	平成 21 年度予算の概要	17
16	予算 1 万円のゆくえ	20
17	国と地方の財源配分	21
18	租 税 の 負 担 と 還 元	22
19	大都市に特有の財政需要	23

## 全 会 計

平成 21 年度の一般会計の規模は、6 兆 5,980 億円となりました。

一般会計に、特別会計と公営企業会計を合わせた東京都全体の予算規模は、12 兆 8,338 億円（単純合計）になります。



### 特別会計・公営企業会計

特別会計とは、特定の事業や資金などについて、その収支を明確にするために一般会計と分けて経理するための会計です。一般家庭に例えるならば、光熱水費やローンの返済などを、別の財布で管理するようなものです。

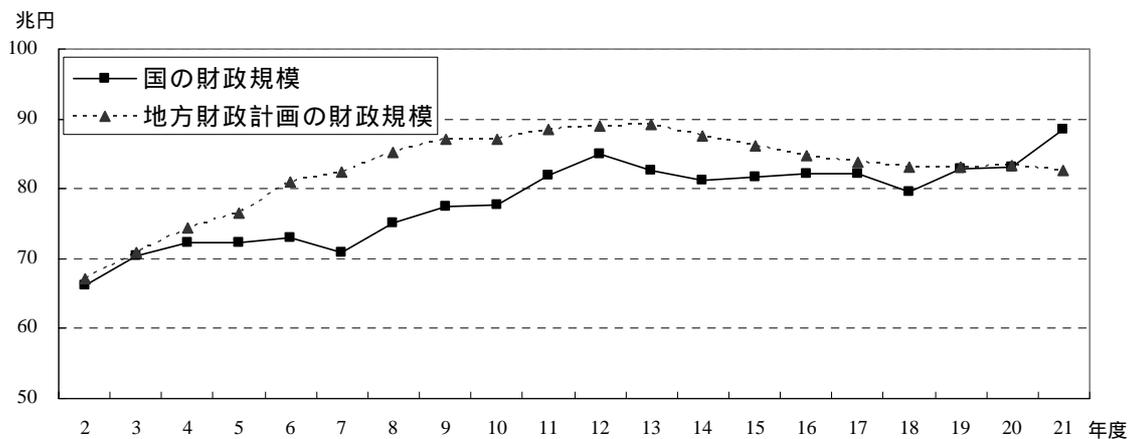
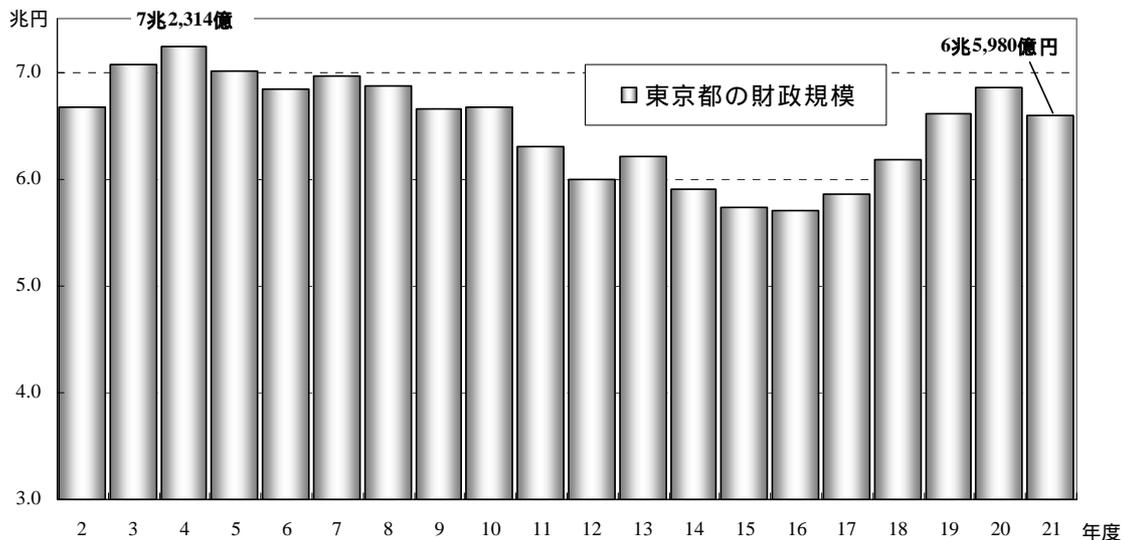
都では、特別区財政調整会計、地方消費税清算会計など 17 会計を設置しています。

公営企業会計とは、水道、電車、バスなど、独立採算制の公営企業の収支を経理するための会計です。

都では、水道事業会計、高速電車事業会計など 11 会計を設置しています。

# 財政規模

平成 21 年度の一般会計の規模は 6 兆 5,980 億円で、20 年度に比べて 2,580 億円、5 年ぶりの減（ 3.8% ）となりました。



## 都の財政規模

都の財政規模は、他の道府県と比べて際立って大きく、また、海外と比較すると、フィンランドなどとほぼ同規模となっています。

東京都	6 兆 5,980 億円	チェコ	6 兆 8,302 億円 (2008 年)
大阪府	3 兆 391 億円	フィンランド	6 兆 8,101 億円 (2008 年)
愛知県	2 兆 2,788 億円	ニューヨーク市	6 兆 2,055 億円 (2009 年)
高知県	4,187 億円		
鳥取県	3,387 億円		

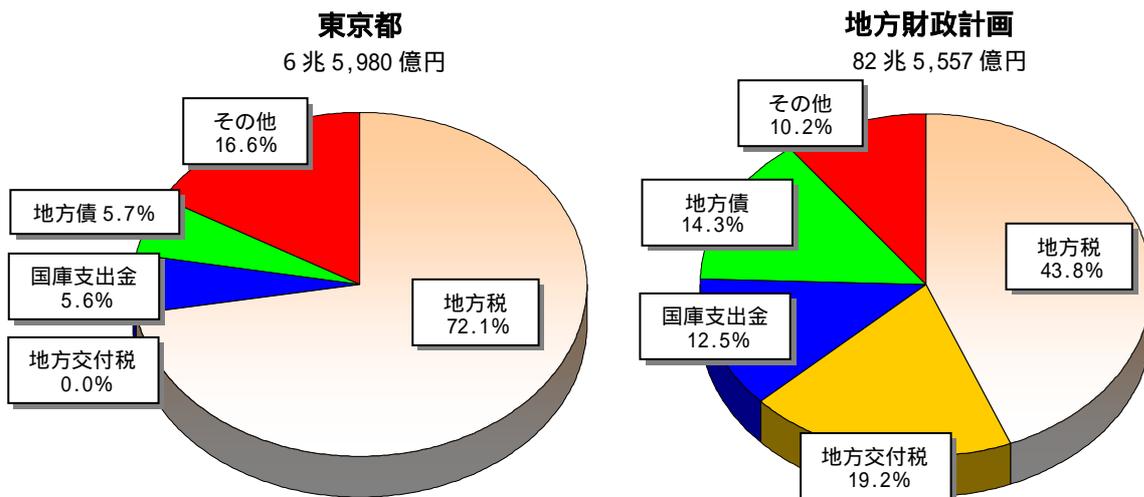
(為替レートは「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間において適用)」(平成 20 年 12 月 19 日財務大臣公示)に基づく。

## 歳入の内訳

平成 21 年度予算において、都の歳入は、地方税（都税）が約 7 割と大きな割合を占めています。

都と地方財政計画とを比較すると  
地方税の割合が高いこと  
地方交付税が交付されていないこと  
国庫支出金の割合が低いこと  
地方債の割合が低いこと  
が特徴となっています。

都は、昭和 29 年の地方交付税制度発足以来、一度も交付を受けていない唯一の都道府県であり、他の自治体に比べてより自立した財政運営を行う必要性が高いと言えます。



### 地方交付税制度と東京都

地方交付税は、各自治体間の財源の不均衡を調整して、一定の行政水準を実現するため、所得税や法人税など法定五税の一定割合を原資として自治体に用途を制限せず交付されるものです。

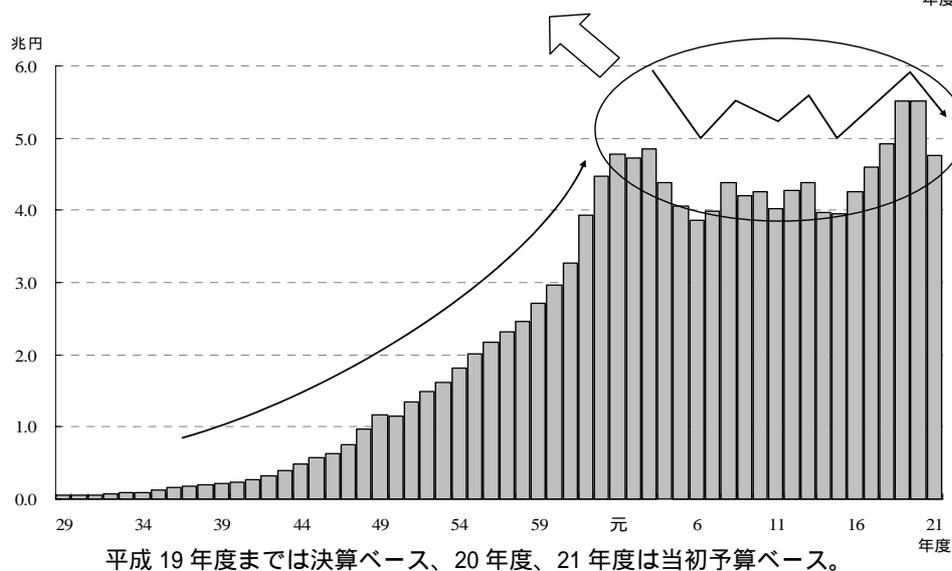
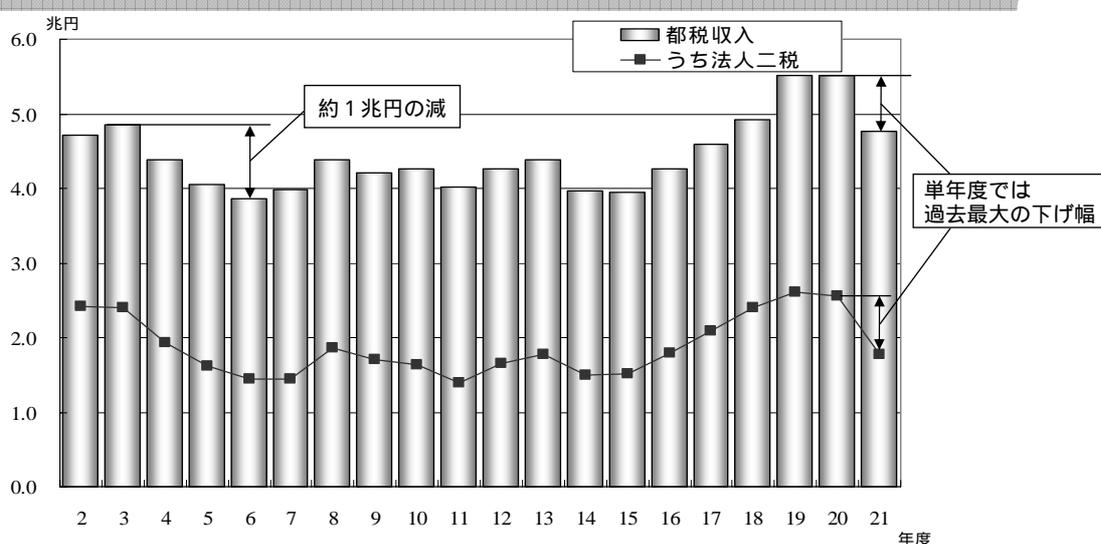
都は地方交付税の不交付団体であり、平成 20 年度の普通交付税算定では、特別区分を含む財源超過額が 1 兆 6 千億円余りとなっています。しかし、そもそも、この財源超過額は、交付税制度における配分技術上の数字であり、昼間流入人口の算定不足に見られるように、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれていないなど、都財政の実態を反映するものではありません。

さらに、不交付団体であることを理由として、不合理な財源調整措置も受けています。

## 都税収入の推移

平成 21 年度予算では、急速な景気悪化と法人事業税の暫定措置の影響により、法人二税が前年度に比べて 7,743 億円の減（ 30.3% ） 都税全体では 7,520 億円の減（ 13.6% ）と、それぞれ過去最大の減収額となっています。

都の歳入の中心である都税収入は、景気動向などによる影響を受けやすい法人二税（法人事業税、法人住民税）の比率が高く、過去にはわずか3年間で1兆円もの減となるなど、不安定な構造となっています。



### 法人事業税の暫定措置

法人事業税の暫定措置の影響により、平成 21 年度では「法人事業税」が 2,691 億円の減収となりますが、「地方法人特別譲与税」1,005 億円が新たに国から譲与されるため、都への実質的な影響額は 1,686 億円の減収となります。

## 実質的な都税収入

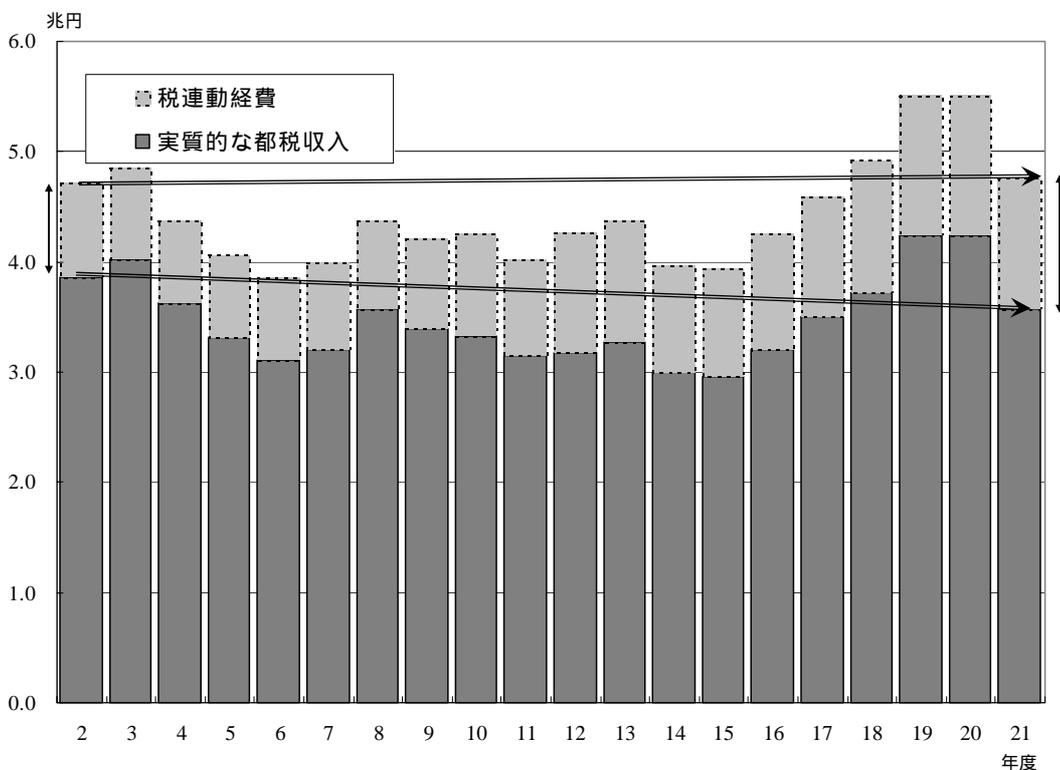
都税には、地方消費税や自動車取得税のように、都が一度徴収した後、その一部を区市町村に交付するものがあります。

また、都区財政調整制度により、都が徴収する固定資産税、市町村民税（法人分）特別土地保有税などの一定割合を特別区財政調整交付金として交付しています。

このように、法律などに基づき、税収の一定割合を支出しなければならない経費を税連動経費と呼び、特別区財政調整交付金の配分割合の変更や、地方消費税交付金の創設などにより近年増加しています。

平成 21 年度には都税収入全体の約 4 分の 1 を占めています。

例えば、平成 2 年度と 21 年度の都税収入を比較してみると、総額はほぼ同額にもかかわらず、総額から税連動経費を引いた「実質的な都税収入」は、減少していることが分かります。



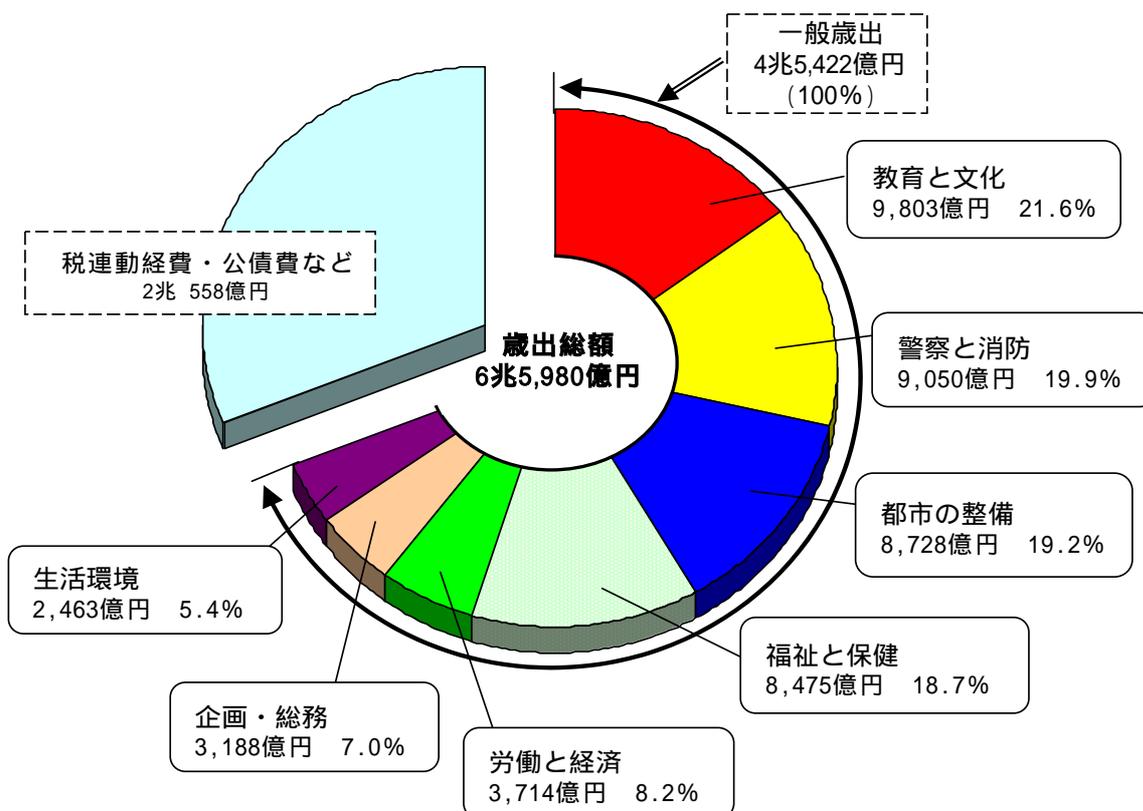
平成 19 年度までは決算ベース、20 年度、21 年度は当初予算ベース。

## 歳出の目的別内訳

平成 21 年度予算における歳出総額は 6 兆 5,980 億円となりました。  
このうち、政策的経費である一般歳出の金額は 4 兆 5,422 億円です。

一般歳出とは、歳出総額から、法令の定めにより税收の一定割合を区  
市町村に対して交付する経費や、過去の借入の返済に充てる経費などを  
除いた部分になります。

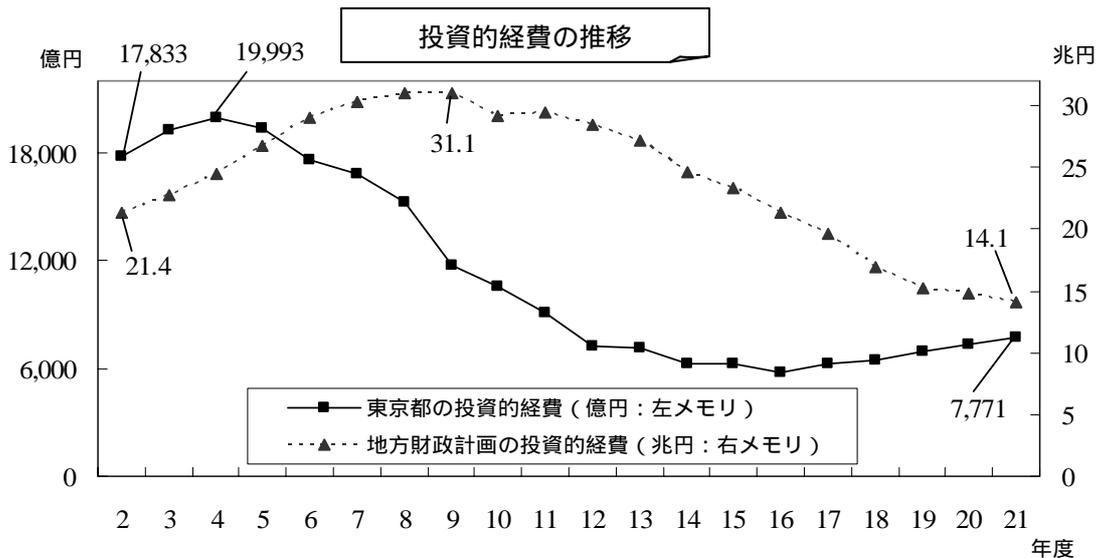
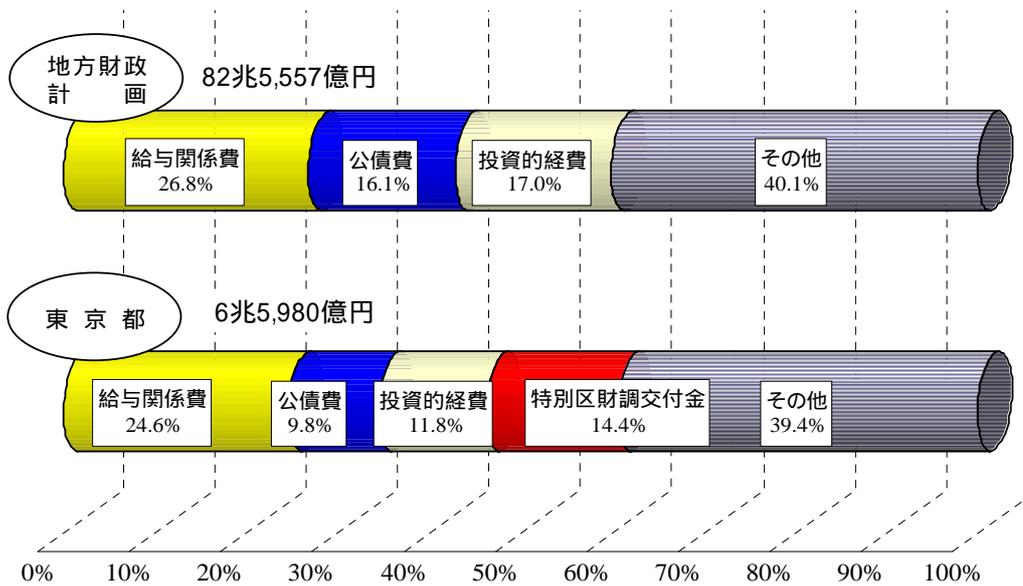
一般歳出のうち、最も多く予算が配分されているのは、「教育と文化」  
で、以下「警察と消防」「都市の整備」「福祉と保健」と続いています。



## 歳出の性質別内訳

平成 21 年度予算の性質別内訳を都と地方財政計画とで比較すると、都は、「投資的経費」や「公債費」の割合が低いことが分かります。

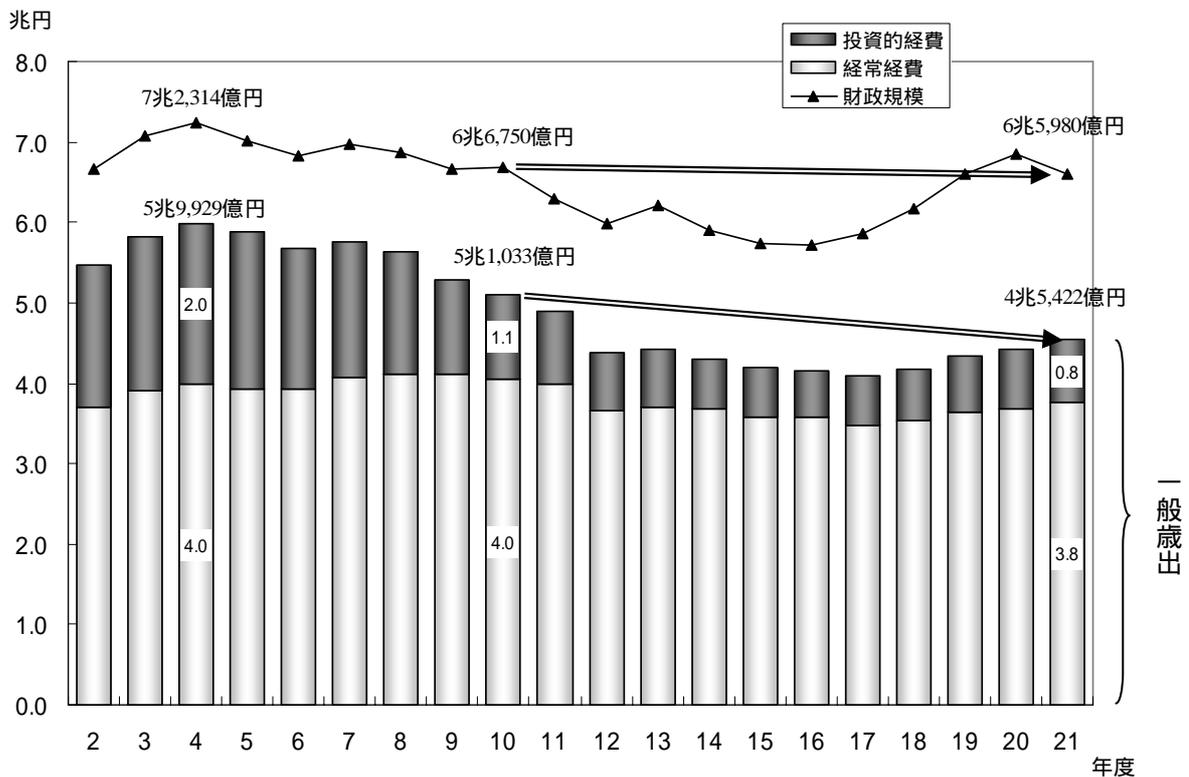
このほか、都の特徴として、地方自治法などに基づく「特別区財政調整交付金」(約 9,500 億円)が計上されています。



## 一般歳出の推移

平成 21 年度の歳出合計は前年度に比べて 3.8%の減となりましたが、政策的経費である一般歳出については、都政が取り組むべき課題の対応に財源を重点的に振り向けた結果、前年度に比べて 2.9%増の 4兆 5,422 億円となり、4年連続して増となりました。

一方、財政規模がほぼ同じ平成 10 年度と比較した場合、一般歳出は約 5,600 億円減っています。これは、財政再建推進プランなどの取組を通じ、内部努力や投資的経費・経常経費を問わず施策の見直しを進めてきたことによるものです。



### 投資的経費と経常経費

一般歳出は、投資的経費と経常経費に分けることができます。投資的経費とは、道路や公園などの社会資本の整備費や学校及び福祉施設の建設費などです。

一方、経常経費は、職員の人件費など運営にかかる経費です。

## 基金の活用

平成 21 年度予算においては、過去最大の税収減や将来の東京を見据えた集中的取組に対し、基金を適切に活用して、必要な財源を確保するとともに、今後想定される経済変動に備え、財源として活用可能な基金の残高は極力維持しています。

### ～財源として活用可能な基金～

(単位：億円)

区 分	設 置 目 的	20 年 度 末 残高(見込)	21 年 度 ( 予 算 )	21 年 度 末 残高(見込)
財 政 調 整 基 金	年度間の財源調整を図り、財政の健全な運営に資する。	5,129	元金 - 取崩 -	5,185
法 人 事 業 税 国 税 化 対 策 特 別 基 金	法人事業税の一部を分離して、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が設けられることに伴う減収に際し、行政水準の維持に必要な財源を確保することにより、財政の健全な運営に資する。	2,215	元金 - 取崩 2,215	0
社 会 資 本 等 整 備 基 金	都市交通基盤整備、福祉基盤整備その他社会資本等の整備に要する資金に充てる。	3,976	元金 94 取崩 41	4,072
東 京 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 開 催 準 備 基 金	オリンピック・パラリンピック開催に関連する社会資本等の整備に要する資金に充てる。	3,047	元金 1,000 取崩 -	4,089
ス ポ ー ツ ・ 文 化 振 興 交 流 基 金	スポーツ及び文化の振興に寄与する事業、スポーツ及び文化を通じた国内外との交流推進を目的とする事業に要する資金に充てる。	174	元金 - 取崩 70	107
地 球 温 暖 化 対 策 推 進 基 金	地球温暖化対策に関連する施策の推進に要する資金に充てる。	416	元金 - 取崩 233	188
福 祉 ・ 健 康 安 心 基 金	福祉と健康を増進する施策を推進し、もって都民の安心を確保する。	495	元金 - 取崩 260	240
計		15,452	元金 1,094 取崩 2,819	13,880

\* 利子積立額を表示していないため、表内の計数の合計は一致しません。

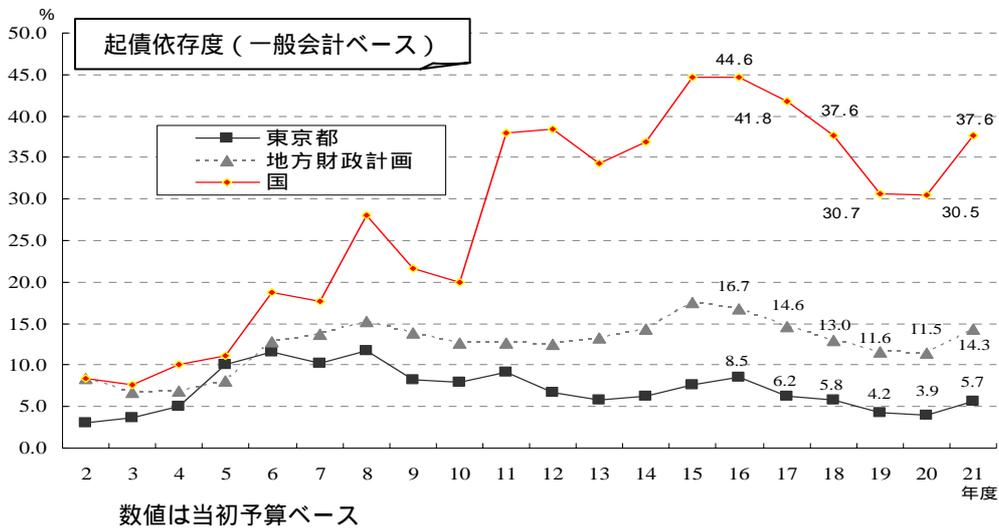
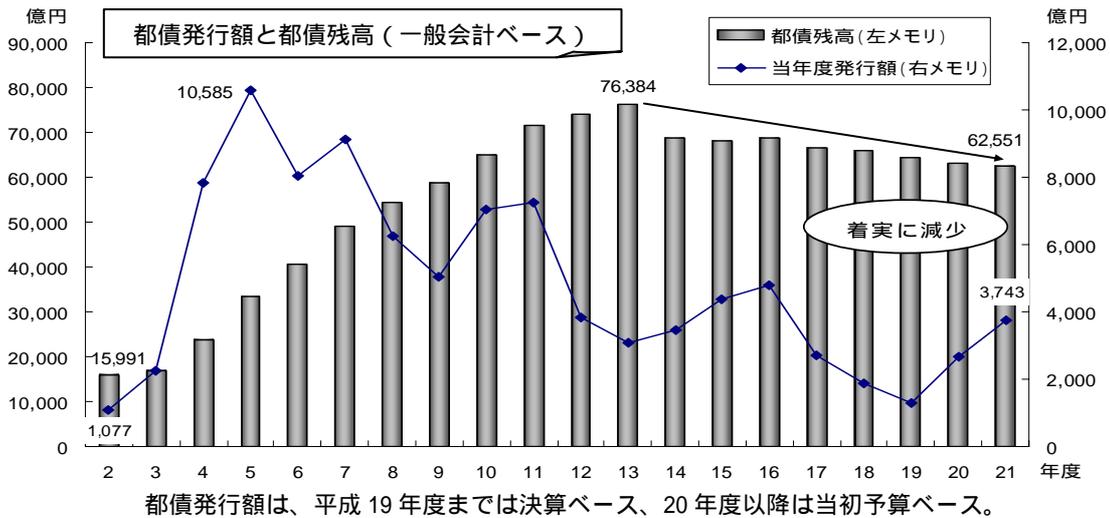
### 基金

基金とは、地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のためにあらかじめ資金を積立てておくもので、分かりやすく言えば、一般家庭の貯金にあたります。

# 都債の推移

平成 21 年度は、必要な施策の財源を確保するため、発行余力の範囲内で都債を積極的に活用した結果、都債発行額は 3,743 億円で、前年度に比べて 1,077 億円、40.4%の増となりましたが、都債残高は 6 兆 2,551 億円で、543 億円の減となっています。

起債残高、起債依存度ともに、国や地方財政計画と比べて極めて低い水準にとどまっており、財政の健全性は十分に維持されています。



### 都債の効用

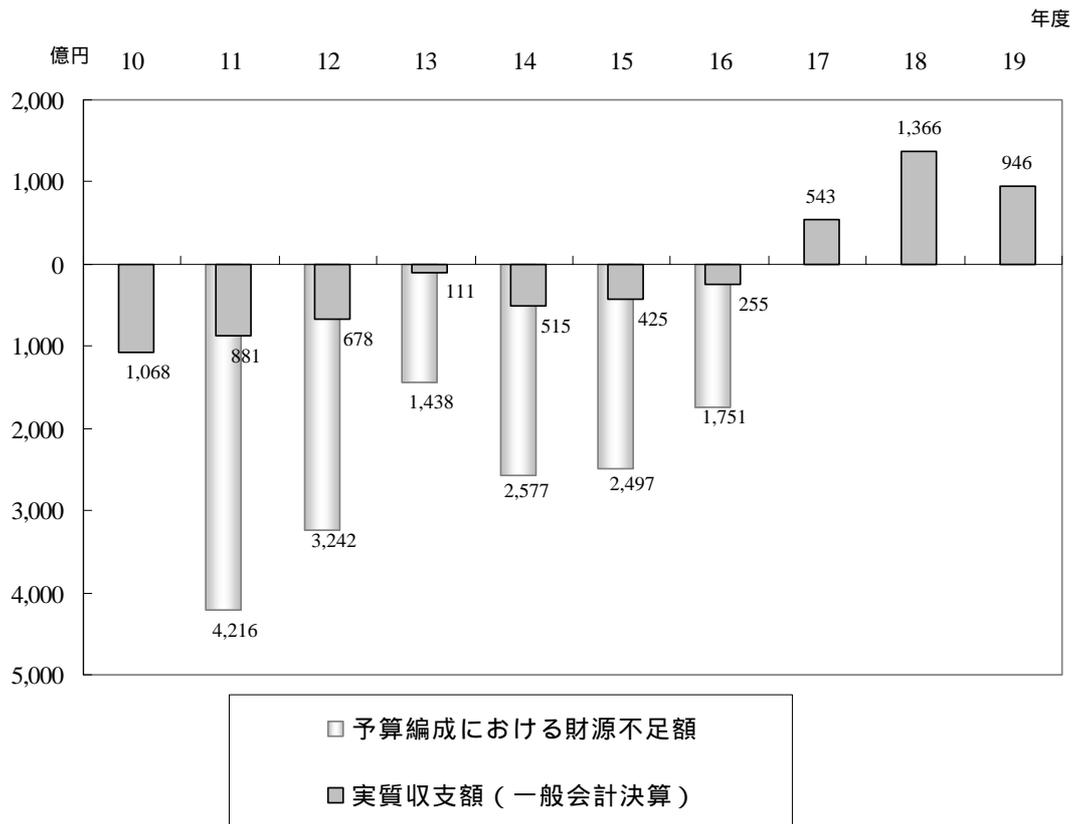
都債には、世代間の負担の均衡を図るという重要な役割があります。例えば、道路や建物の建設などには、一時期に多額の事業費がかかりますが、一方で、その建設によって生じる便益は将来にわたって及ぶことになります。そこでまず都債によって事業費をまかない、それを償還していく際に、将来の住民の税を充当することで、受益と負担の公平を図っています。

このように、都債は発行しなければよいというものではなく、将来の財政負担とのバランスが大切です。

## 実質収支

都の実質収支は、平成 10 年度に、1,068 億円という巨額の赤字を記録しましたが、その後、財政再建に全力で取り組んだ結果、17 年度決算では、元年度以来 16 年ぶりに、黒字決算に転換しました。

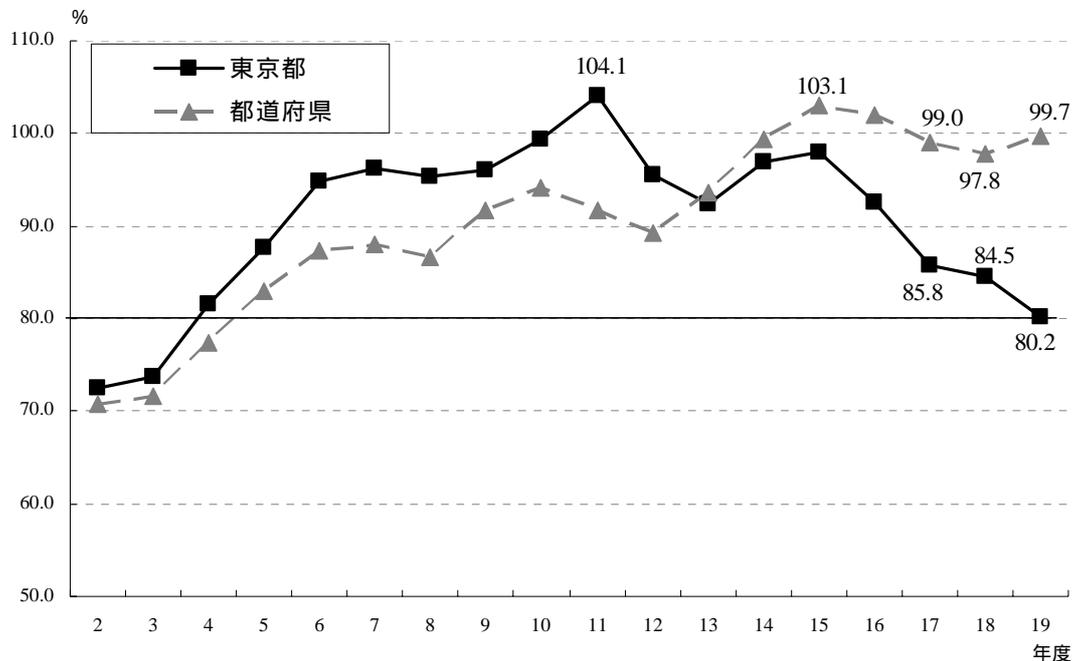
平成 19 年度決算の実質収支は、税制改正などにより都税が増収となったものの、インフラ整備や産業の振興などに積極的に取り組んだため 946 億円となりました。これは、昨年度と比べると 420 億円減少しており、14 年度以来 5 年ぶりの減少となりました。



## 経常収支比率

普通会計決算の指標に財政の弾力性を示す「経常収支比率」があります。一般的に都道府県では80%程度が望ましい水準とされています。

平成19年度決算では、歳入面における都税収入の増加や、歳出面での公債費の減少などにより、18年度の84.5%から4.3ポイント改善し、80.2%となりました。



### 経常収支比率

経常収支比率とは、経常的経費に充当された一般財源の、経常一般財源の総額に対する割合です。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常的経費充当一般財源} \div \text{経常一般財源} \times 100 (\%)$$

人件費、扶助費、公債費などの容易に削減することが困難な経常的経費に、地方税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定するものです。

これが100%を超えているということは、経常的な収入だけでは義務的な経費すら賄えないということであり、「火の車」の状況にあることを示しています。

## 健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、平成 19 年 6 月に公布されました。

同法にしたがって平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率等を算定した結果、全ての比率において基準を下回っており、現時点における都の財政が健全であることを表しています。

実質赤字比率	- %	(参考) 早期健全化基準 5.42% 財政再生基準 8.33%
連結実質赤字比率	- %	(参考) 早期健全化基準 10.42% 財政再生基準 28.33%
実質公債費比率	8.7%	(参考) 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%
将来負担比率	82.9%	(参考) 早期健全化基準 400% -
資金不足比率	全会計において - %	(参考) 公営企業会計ごと 経営健全化基準 20%

(注) 1 算定結果が「- %」とは、それぞれの赤字額や資金不足額がないため、比率が算定されないということです。

2 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を定めなければなりません。また、再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を定めなければなりません。

### 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。財政の規模に対して単年度の実質的な赤字額がどのくらいの割合を占めているかがわかります。

### 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額に公営企業会計の資金不足額の合計を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。東京都の全会計を合算した単年度の赤字の状況について見るすることができます。

### 実質公債費比率

公債費相当額に係る一般財源等の標準財政規模に対する割合です。

### 将来負担比率

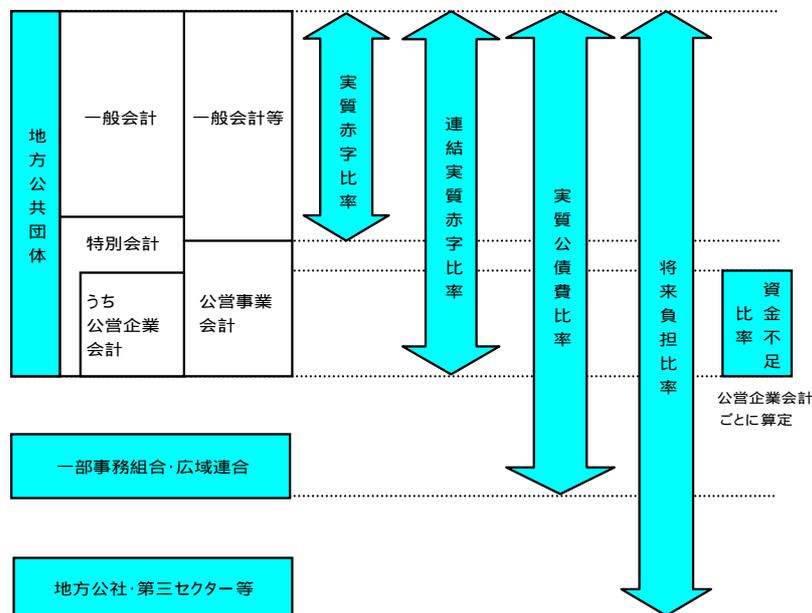
都債現在高、退職手当負担見込額など、一般会計等において見込まれる将来の負担の標準財政規模に対する割合です。

### 資金不足比率

公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額を示す比率です。

## 健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等（普通会計とほぼ等しい範囲）の他に、公営事業会計や一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等、その地方公共団体の関連する団体に対する一般会計等の負担額を含むものとなっています。



将来負担比率の算定には、今後見込まれる社会資本ストックの更新需要に係る経費等が含まれていないことなどから、将来世代の負担を的確に把握し、持続可能な財政基盤を築いていく必要があります。

## 事務事業評価

経費の無駄を可能な限り少なくし、より実効性の高い施策を構築することを目的として、きめ細かい事後検証により施策の充実・見直し・再構築を進め、予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを徹底するために、事務事業評価を行っています。

### 事後検証の徹底

予算を編成する一環として、各局と財務局とが連携しながら、各局における事務事業について過年度の決算の状況を分析し、事業の実施に伴う成果や課題などを十分に整理した上で評価を行いました。この結果は予算に的確に反映され、より実効性の高い施策を構築しています。

### 新たな公会計制度の活用

事務事業の質的な見直しを進めるため、国に先駆けて発生主義の視点を導入し、行政サービスの質や量とコストとの適正性、また、将来にわたる都財政への影響とストックとのバランスも考慮した、きめ細かい事後検証を行いました。

### 各局による自律的経費の評価

施策を所管する各局の自律性を高め、創意工夫による取組を推進する観点から、経常的・定型的な経費について、各局が自主的に事業の見直し・再構築を行い、自らの責任において経費を見積もる取組を行いました。

## 平成20年度評価の公表 126事業（重複事業を除く）

### 事後検証の結果を予算に反映させる取組の実施例 54事業

#### 事業の見直しや新たな方向付け等を行なうもの

- 事業者指定・事業者情報提供事業（事業者指定に係る業務を委託）
- 事業所内保育施設支援事業（支援策を見直し）
- 稲城大橋有料道路事業（平成21年度末を目途に無料化を実施）

#### 事業の拡大や充実を図るもの

- 防災情報ネットワークの構築（効率的で機能性の高いネットワークへ再構築）

#### 効率性・効果性に留意しつつ事業を継続するもの

- 都の施策と連携した多様な財産貸付の推進（保有ストックの有効活用）

など

### 自律的経費における各局の主な取組の実施例 76事業

- [主税局] 登記済通知書処理委託経費の見直し・自動車税住所変更届はがきの改善
- [生活文化スポーツ局] 広報東京都の見直し・都庁総合ホームページの改善
- [教育庁] 人事システムと給与システムとの統合・教員等の採用選考の充実
- [警視庁] 違法駐車車両の移動措置事業の見直し・待機宿舍の環境整備

など

## 平成20年度事務事業評価の実施例

事後検証の結果を予算に反映させる取組の実施例から、「都の施策と連携した多様な財産貸付の推進」を紹介します。

本事業を検証した結果、将来利用可能なストックを保有しつつ、安定的な収益を確保するなど、新たな公会計制度の視点からも効果が確認できました。

### 【都の施策と連携した多様な財産貸付の推進】

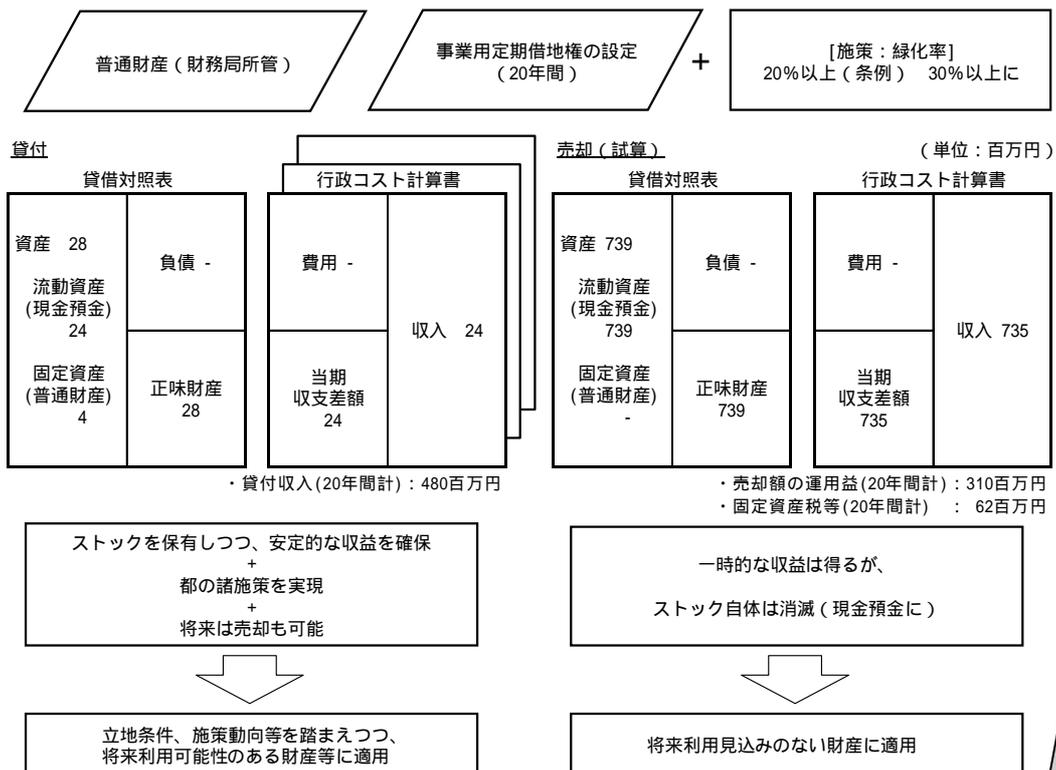
(現状・課題)

- ・ 都の未利用地については、売却を積極的に進めてきましたが、平成 19 年度に策定した「今後の財産利活用の指針」では、収益を確保しつつ、都の施策に貢献する財産の利活用に取り組んでいくこととしています。
- ・ 具体的には、通常の 1.5 倍の緑地創出を条件とする、緑化条件付の定期借地契約を民間事業者と締結し、20 年間にわたる安定的な貸付収入を確保しています。

(対応)

- ・ 今後は、将来的にも利用見込みのない財産の売却を着実に進めていく一方で、立地条件や中長期的な施策動向などから将来的に利用の可能性のある財産については引き続き保有しながら、都の施策へ活用していきます。

### 《新たな公会計制度の視点からの効果検証》



## 平成 21 年度予算の概要

平成21年度予算は、「日本経済が危機に直面する中であって、短期・中長期両面から、都政が今日なすべき役割を確実に果たすことによって、都民へ『安心』をもたらし、『希望』を指し示す予算」と位置づけ、次の点を基本に編成しました。

- 1 都民の不安を取り除くための迅速な対応、危機克服への新たな活力を生み出す先駆的取組、東京の将来を創るための中長期的取組など、都政が取り組むべき課題への対応に財源を重点的に振り向ける。
- 2 今後想定される経済変動を見据え、都が自らを律する姿勢を持って歳入、歳出両面から厳しく点検を行い、中長期的に施策を支え得る財政基盤を確保する。

### ポイント

#### 【都が取り組むべき課題に確実に対応】

都民の不安を取り除くための迅速な対応

平成20年度においては、危機に対して2度の補正予算により迅速な対応を行ってきました。平成21年度予算では、都民の不安に対し、さらに一段の積極的な支援を実施していきます。

#### 《取組例》

急速に悪化する雇用環境へのきめ細かい対策の実施 (151億円)

(主な事業)

- ・緊急雇用対策(56億円)
- ・雇用就業支援(72億円)  
就職氷河期世代特別対策、非正規労働者向け委託訓練 など
- ・離職者支援・介護人材育成確保緊急対策事業(23億円)

景気の減退にあえぐ中小零細企業への的確な支援 (2,846億円)

(主な事業)

- ・中小企業制度融資(2,250億円)
- ・地域の金融機関と連携した新たな金融支援策(300億円)
- ・中小企業への経営安定化支援(296億円)  
中小企業設備リース事業、中小企業倒産防止共済掛金緊急助成事業 など

周産期医療・新型インフルエンザ対策のさらなる展開 (194億円)

(主な事業)

- ・周産期医療対策(22億円)  
周産期医療システムの整備、「周産期連携病院」の指定 など
- ・新型インフルエンザ対策(172億円)  
医療機関における医療資器材の備蓄、基礎研究の推進 など

危機克服への新たな活力を生み出す先駆的な取組の推進  
危機に直面する中であっても、明日への希望を切り拓いていく道筋を示すことが重要であり、東京に新たな活力を創造する先駆的な取組を実施していきます。

《取組例》

- 環境施策の推進を通じた先進技術支援などによる産業の活性化（365億円）  
（主な事業）
- ・カーボンマイナス東京10年プロジェクト（365億円）  
太陽エネルギーの飛躍的な導入拡大、エコ金融プロジェクト など
- 東京の国際競争力、経済活力を高める戦略的な取組（748億円）  
（主な事業）
- ・オリンピック・パラリンピック招致の推進等（46億円）
  - ・羽田空港再拡張事業（195億円）
  - ・首都高速道路の整備（340億円）
  - ・東京港整備事業（167億円）
- 耐震化など都市づくりの取組を通じた新たな需要の創出（400億円）  
（主な事業）
- ・耐震改修促進事業（161億円）  
社会福祉施設、緊急輸送道路沿道建築物 など
  - ・警察署、消防署、学校などの耐震化（215億円）
  - ・防災密集地域再生促進事業（24億円）

東京の将来を創るために必要な中長期的取組の着実な実施  
「10年後の東京」計画の実現をはじめ、東京が将来にわたって日本を牽引していくにふさわしい都市として、より成熟した都市環境を創り、次代につなげるソフト・ハード両面の施策を推進していきます。

《取組例》

- 都市インフラの着実な整備・更新（1,932億円）  
（主な事業）
- ・区部環状・多摩南北方向の道路の整備等（1,066億円）
  - ・鉄道の連続立体交差化の推進（524億円）
  - ・中小河川の改修（231億円）
  - ・橋梁の整備等（111億円）
- 緑あふれるまちづくりの推進（427億円）  
（主な事業）
- ・緑の東京10年プロジェクト（427億円）  
緑のムーブメントに係る普及啓発活動、  
森林の循環再生プロジェクト など
- 誰もが住みよい社会の構築（512億円）  
（主な事業）
- ・福祉保健区市町村包括補助事業（264億円）
  - ・子育て環境の充実（56億円）
  - ・障害者に対する生活支援（41億円）
  - ・高齢者への支援（28億円）
  - ・無電柱化の推進（100億円）
  - ・福祉のまちづくり（23億円）

## ポイント

### 【施策を確実かつ継続的に実施するための取組】

#### 基金の活用

##### 《税収減に対応する基金の取崩》

法人事業税の暫定措置の影響により、平成 21 年度においては、法人事業税が 2,691 億円減収します。これに伴い、必要な施策の財源を確保するため、「法人事業税国税化対策特別基金」を全額（2,215 億円）取崩します。

##### 《集中的取組に活用する基金の取崩》

「スポーツ・文化」「環境」「福祉・医療」の3つの分野の施策を集中的・重点的に展開するため、地球温暖化対策推進基金など3基金を取崩します。

##### 《基金残高を極力維持》

都税収入は、景気動向によりこれまでも極めて不安定な動きを繰り返してきました。この先の不透明な税収動向の中、当面の対応力を確保して今後の財政需要に備えるため、財源として活用可能な基金の残高は極力維持します。

#### 都債の活用

必要な施策の財源を確保するため、将来の財政負担を考慮しながら、発行余力の範囲内で都債を積極的に活用します。

これまで都債発行の抑制・都債残高の圧縮に努めてきたため、財政の健全性は十分に維持されています。

#### 効率的で無駄がなく、実効性の高い施策の構築

財政の対応力の活用と同時に、経費の無駄を可能な限り少なくし、施策の目的を最少のコストで達成できるよう、平成20年度事務事業評価で、実効性の高い施策の構築に取り組み、その結果を平成21年度予算に反映させました。この取組においては、新たな公会計制度も活用し、事業の事後検証を徹底して行っています。

平成20年度事務事業評価(公表数) 126事業 (前年度 34事業)
------------------------------------

## 予算 1 万円のゆくえ

平成 21 年度予算 6 兆 5,980 億円を、1 万円に置き換えました。

都民の期待に応えるため、限られた財源をバランスよく配分しています。

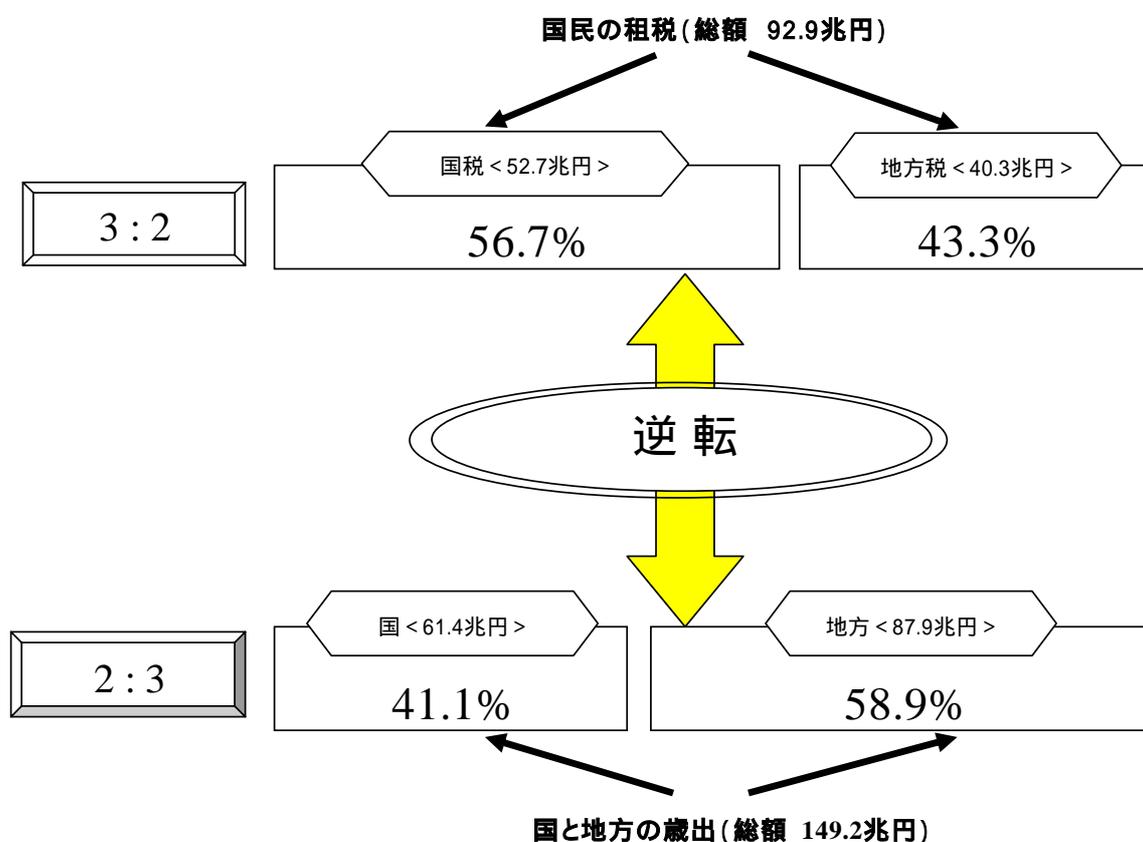
使いみち		1万円の内訳
福祉と健康のために		1,285円
教育と文化振興に		1,486円
中小企業や農林水産業、勤労者のために		563円
きれいなまちのために		373円
道路・河川・港の整備やまちづくりを進めるために		1,323円
身体と財産の安全のために		986円
火災・災害から守るために		385円
都債の償還、利子の支払いに		982円
特別区との財源調整などに		1,982円
基金の積立に		152円
その他（市町村の振興など）		483円
合 計		10,000円

## 国と地方の財源配分

国と地方の間で、収入と支出のアンバランスが生じています。  
最終支出ベースで国と地方の比率が概ね2：3であるのに対し、国民が負担する租税収入の配分では、国と地方の比率は概ね3：2となっており、最終支出と税源配分が逆転しています。

この税源配分のギャップは、地方財源を保障するとともに地方団体間の財源の不均衡を調整している「地方交付税」や用途が特定されている「国庫支出金」などにより補完されています。

租税総額 92.9 兆円に対して、歳出総額（純計）は 149.2 兆円となっており、その隙間は国債・地方債などで埋めています。（平成 19 年度決算）

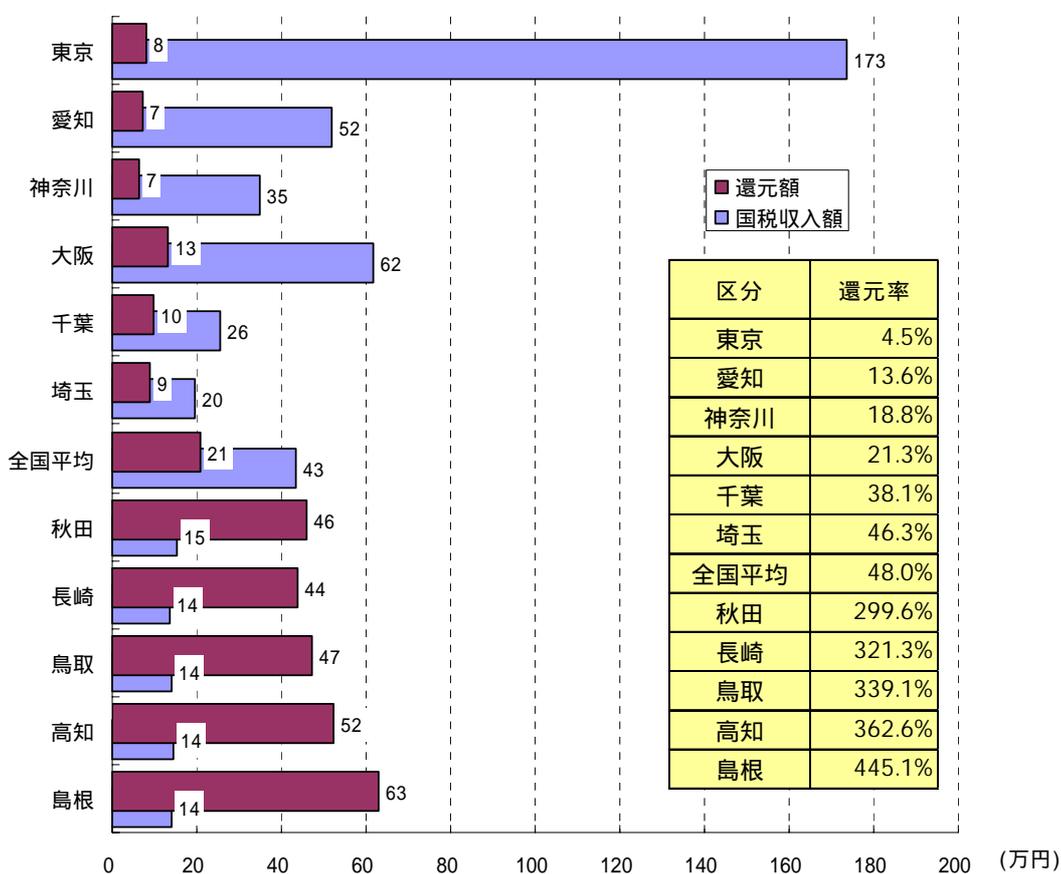


## 租税の負担と還元

東京における平成 19 年度の国税収入額は 21.6 兆円で、総額 55.1 兆円の約 39%を占めており、これは都民 1 人当たり 173 万円を納税している計算になります。

一方、国からは、都民 1 人当たり 8 万円しか還元されておらず、これは率にしてわずか 4.5%に過ぎません。

都道府県別の国税収入額と国からの還元額（住民 1 人当たり）



- (注) 1 「国からの還元額」は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税、国庫支出金の合計です。
- 2 算出に用いた金額は平成 19 年度決算ベース、人口は平成 20 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口です。
- 3 都道府県には域内の区市町村が含まれています。

## 大都市に特有の財政需要

行政、情報通信・サービス産業や金融などの機能が集中し、多くの人々が住み働く場である大都市は、特有の財政需要を抱えています。

### 東京の用地取得費

都の用地取得単価は、他の道府県と比べて非常に高額となっています。

	東京都(A)	道府県平均(B)	(A)/(B)
用地 1㎡当たりの取得単価	362 千円	20 千円	18 倍

平成 19 年度普通会計決算ベース

### 渋滞等対策

都内の慢性的な交通渋滞は、都民の日常生活や企業活動に時間的・経済的な損失を与えるばかりでなく、排気ガスの増加など環境悪化の原因ともなっています。

〔1 km 当たり渋滞損失額〕国土交通省調べ (百万円 / 年間)

上位 5 都府県					下位 5 道県				
東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	愛知県	宮崎県	鳥取県	北海道	島根県	岩手県
435	338	237	171	152	22	21	21	20	18

全国平均 62 百万円 / 年間

### 救急出場

平成 19 年における全国の救急出場は 6.0 秒に 1 回、国民 26 人に 1 人が救急搬送されています。

東京都における救急出場件数は、全国平均（都を除く）を大きく上回っています。

〔救急出場件数の状況〕

	平成 19 年出場件数	人口 1 万人当たり出場件数
東京都	699,970 件	557 件
全国（都を除く）	4,590,266 件	398 件

### 首都警察業務

警視庁は、自治体警察の業務に加えて、本来国の責務で行われるべきである首都警察業務を行なっています。

- ・ 皇室関係の警衛、警備
- ・ 国会、総理官邸等の警戒
- ・ 外国公館の警戒
- ・ 大臣及び政党等要人の警護